

# 朝日大学情報ネットワーク専門部会規程

## (目的)

第1条 この規程は、朝日大学情報教育研究センター運営委員会規程第6条の規定に基づき、朝日大学情報ネットワーク専門部会(以下「部会」という。)を置くこととし、部会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (構成)

第2条 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 部会長
  - (2) センターの職員
  - (3) 情報ネットワークの管理区域から推薦された情報ネットワーク担当者
  - (4) その他運営委員会が必要と認めた者
- 2 前項に規定する部会長等の選出は、運営委員会において行う。
- 3 部会は、必要に応じ部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (任期)

第3条 前条第1項第3号及び第4号に規定する部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該部会員に欠員が生じた場合の補充の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (審議事項)

第4条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報ネットワーク施設の管理運営に関すること
- (2) 情報ネットワーク利用の連絡調整に関すること
- (3) その他センター長が諮問する事項

## (会議)

第5条 部会長は部会を招集し、その議長となる。

- 2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名した部会員がその職務を代行する。
- 3 部会は、部会員の過半数の出席をもって成立する。

## (庶務)

第6条 部会の事務は、学事部学事課において行う。

## 附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成14年6月1日から施行する。